

◎新潟県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 東柏崎停車場線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市東本町3丁目127番4から 同市東本町1丁目312番1まで	新	16.0～27.1メートル	277.8メートル
	旧	12.7～25.0メートル	277.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道黒部柏崎線と重用

1 道路の種類 県道

2 路線名 黒部柏崎線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市東本町3丁目127番4から 同市東本町1丁目312番1まで	新	16.0～27.1メートル	277.8メートル
	旧	12.7～25.0メートル	277.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道東柏崎停車場線と重用